令和5年度 財政運営検討W・Gの検討事項(中間報告)

項目	これまでの検討結果	令和5年度に検討すべき主な事項 (4/28広域化調整会議にて決定)	これまでの検討状況 検討済み…■ 検討中…〇			
保険料率	● 府全体の共通公費の範囲の検討 ① 過年度の保険料収納見込み(一般分) 「仮算定 過去3ヵ年の平均収納額の75%に、令和元年度~令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。 「仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料額抑制のため、以下のとおり、引上げることとする。 本算定 過去3ヵ年の平均収納額の80%に、令和元年度~令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。 ② 保険者努力支援制度(都道府県分)引き続き、保険料引き下げ財源として活用 ● 被保険者数の推計方法団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を反映するため、令和4年度算定から採用した75歳の誕生月で減算するコーホート要因法(「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という、二つの「変動要因」の将来値を仮定し、それに基づいた被保険者数の推計を行う方法)を令和5年度も採用	 申 府全体の共通公費の範囲の検討 ① 過年度の保険料収納見込み(一般分) ② 保険者努力支援制度(都道府県分) ③ 保険者努力支援制度(市町村分) ④ 府2号繰入金 	■ 府全体の共通公費の範囲の検討 ① 過年度の保険料収納見込み 市町村間の納付額の水準の偏り等を是正する 観点から、「令和4年度の過年度収納額に一定 割合を乗じた額」とした上で、収納対策に力を 入れている市町村においては過年度調定額が 縮小していることを踏まえ、公平性を担保する ため、過年度分の調定額の30%を上限として 設定 ② 保険者努力支援制度(都道府県分) 引き続き、保険料抑制財源として活用 ③ 保険者努力支援制度(市町村分) 当該年度の各市町村の交付額の一定割合を保 険料抑制財源として活用することとし、令和6年度 の一定割合は50%に設定 ④ 府2号繰入金 全額府1号繰入金に振り替え、保険料抑制財源 財源として活用 ■ 被保険者数の推計方法 団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を反映するため、令和4年度算定から採用した75歳の誕生 月で減算するコーホート 要因法(「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という、二つの「変動要因」の将来値を仮定し、それに基づいた被 保険者数の推計を行う方法)を令和6年度も採用			
保険料減 免・軽減	 国において、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する法改正(令和4年4月1日施行)を実施 子どもに係る均等割額減額措置に係る対象年齢及び軽減額の拡充について国へ要望 	● 子どもに係る均等割額減額措置について、 対象年齢及び軽減額の拡充の動向をみなが ら必要に応じ国へ要望(継続)	■ 子どもに係る均等割減額措置に係る対象年齢及 び軽減額の拡充について国へ要望			

令和5年度 財政運営検討W・Gの検討事項(中間報告)

項目	これまでの検討結果	令和5年度に検討すべき主な事項 (4/28広域化調整会議にて決定)	これまでの検討状況 検討済み…■ 検討中…〇			
標準収納率	● 令和3年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和3年度の収納率の平均値を算定の基準とし、条件を以下のとおり設定。 ● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1% ● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2 ● 努力分 実収納率+0.5% 仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料率抑制のため、以下のとおり、設定条件を見直すこととする。 ● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲0.5% ● インセンティブ 規模別基準収納率 人1% ● 努力分 実収納率+0.6%	● 令和4年度決算状況を踏まえた検証	■ 令和4年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和4年度の収納率の平均値を算定の基準とし、条件を以下のとおり設定。 ② 規模別基準収納率 規模別平均収納率 ▲ 1 % ③ インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2 ③ 努力分 実収納率+0.5%			
保健事業(算定関する事項のみ	● 標準保険料率で賄う対象経費の取扱いについて、以下のとおり設定。 「仮「存除料総額(医療分)の3.5%(被保険者数 10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。 「仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料額抑制のため、以下のとおりとする。 本算には、保険料額抑制のため、以下のとおりとする。 本算における算定時の申請額の50%を上限とすることとする。 一対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。 「保健事業における財源の在り方について、引き続き検討。	● 独自事業分を含む保健事業における財源 の在り方について検討(継続)	■ 標準保険料率で賄う対象経費の取扱いについて、以下のとおり設定。 府保険料総額 (医療分)の3.5% (被保険者数10万人以上の保険者)、5.0% (その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。 ■ 対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。 ○ 保健事業における財源の在り方について、引き続き検討。			

令和5年度 財政運営検討W・Gの検討事項(中間報告)

項目	これまでの検討結果	令和5年度に検討すべき主な事項 (4/28広域化調整会議にて決定)	検討済み…■ これまでの検討状況 検討中…〇
財政安定化基金	【前期高齢者交付金精算額の平準化】 (A)・・・「当該年度の前期高齢者交付金に加減算される2年前の1人あたり精算額」 (B)・・・「直近3カ年平均の1人あたり精算額」 ● 保険料の平準化等を図る観点から、(A)と(B)を比較し、(A)が(B)よりも低い場合は、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を後年度に生じる精算に備えて留保する。 (A)が(B)よりも高くなる場合は、上記留保財源の範囲内において、当該財源を活用し、3ヵ年平均となる水準まで(A)を抑制することにより、前期高齢者交付金の精算に伴う年度間の影響を緩和し、精算額の	● 保険料の平準化等を図る観点から、財政調整事業に係る基本的な考え方等について、 基金への積立を含め、引き続き検討	【前期高齢者交付金精算額の平準化】 (A)・・・「当該年度の前期高齢者交付金に加減算される2年前の1人あたり精算額」 (B)・・・「直近3カ年平均の1人あたり精算額」 ■ 保険料の平準化等を図る観点から、(A)と(B)を比較し、(A)が(B)よりも低い場合は、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を後年度に生じる精算に備えて留保する。 (A)が(B)よりも高くなる場合は、上記留保財源の範囲内において、当該財源を活用し、3ヵ年平均となる水準まで(A)を抑制することにより、前期高齢者交付金の精算に伴う年度間の影響を緩和し、精算額の
	平準化を図る。 (A)が(B)よりも低かったため、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を留保額とした。 (類定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料額抑制のため、以下のとおりすることとする。 本 仮算定で留保するとした額の1/2を留保額に、1/2を令和5年度保険料額の抑制財源とする。		平準化を図る。 (A)が(B)よりも低かったため、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を留保額とした。 (原算定結果を受けて、保険料完全統一初年度である令和6年度の府統一保険料率を抑制するために、本算定では、以下のとおりすることとする。 本 (仮算定で留保するとした額の1/2を留保額 に、1/2を令和6年度保険料額の抑制財源とする。